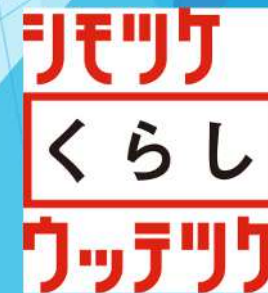


第 1 回下野市上下水道料金審議会 (下水道使用料)

下野市下水道事業の概要

令和 6 年 8 月 3 0 日

下野市上下水道局企業経営課



目次

はじめに

審議会の目的

P1

1. 下水道のしくみ

(1) 下水道整備の目的

P4

(2) 生活排水処理施設の種類

P5

2. 下野市の下水道事業

(1) 公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業

P8

① 公共下水道事業の概要

P8

② 公共下水道事業の普及状況

P10

③ 今後の整備について

P12

(2) 農業集落排水事業	P14
① 農業集落排水事業の概要	P14
② 農業集落排水施設	P15
③ 農業集落排水事業の接続状況	P17

3. 経営の原則

(1) 独立採算の原則	P19
(2) 雨水公費・汚水私費の原則	P20

4. 下野市の下水道使用料

(1) 下野市の下水道使用料 料金体系	P21
(2) 県内市町の下水道使用料一覧	P23

はじめに

審議会の目的

下野市上下水道料金審議会条例第2条の規定に基づき、審議会に意見を求めるため、当審議会を開催します。

諮問事項と諮問の趣旨

下水道事業を取り巻く、厳しい経営状況

- ・ 独立採算が成り立っていない状況
（一般会計の繰入金に依存）
- ・ 節水思考や人口減少に伴う水需要の減少
- ・ 物価高騰による施設維持管理費の増加
- ・ 既存施設、設備の老朽化対策に要する費用の増加



下水道事業を将来にわたって安定的に経営し、経営健全化を図るために、適切な下水道使用料の在り方について諮問します。

1. 下水道のしくみ

普段は目にする事ののない下水道。
でも、下水道は見えないところで私たちの安全・
安心で、快適な生活を支えています。

(1) 下水道整備の目的

昭和30年代、高度経済成長や人口・産業の都市集中により、公衆衛生が悪化し、河川や海などの水質汚濁が急速に進みました。

このため、昭和45年に下水道法が改正され、公共用水域の水質保全が目的に加わりました。

下水道・雨水

都市浸水の防除

降った雨を素早く排除して、
浸水から街を守る

下水道・汚水

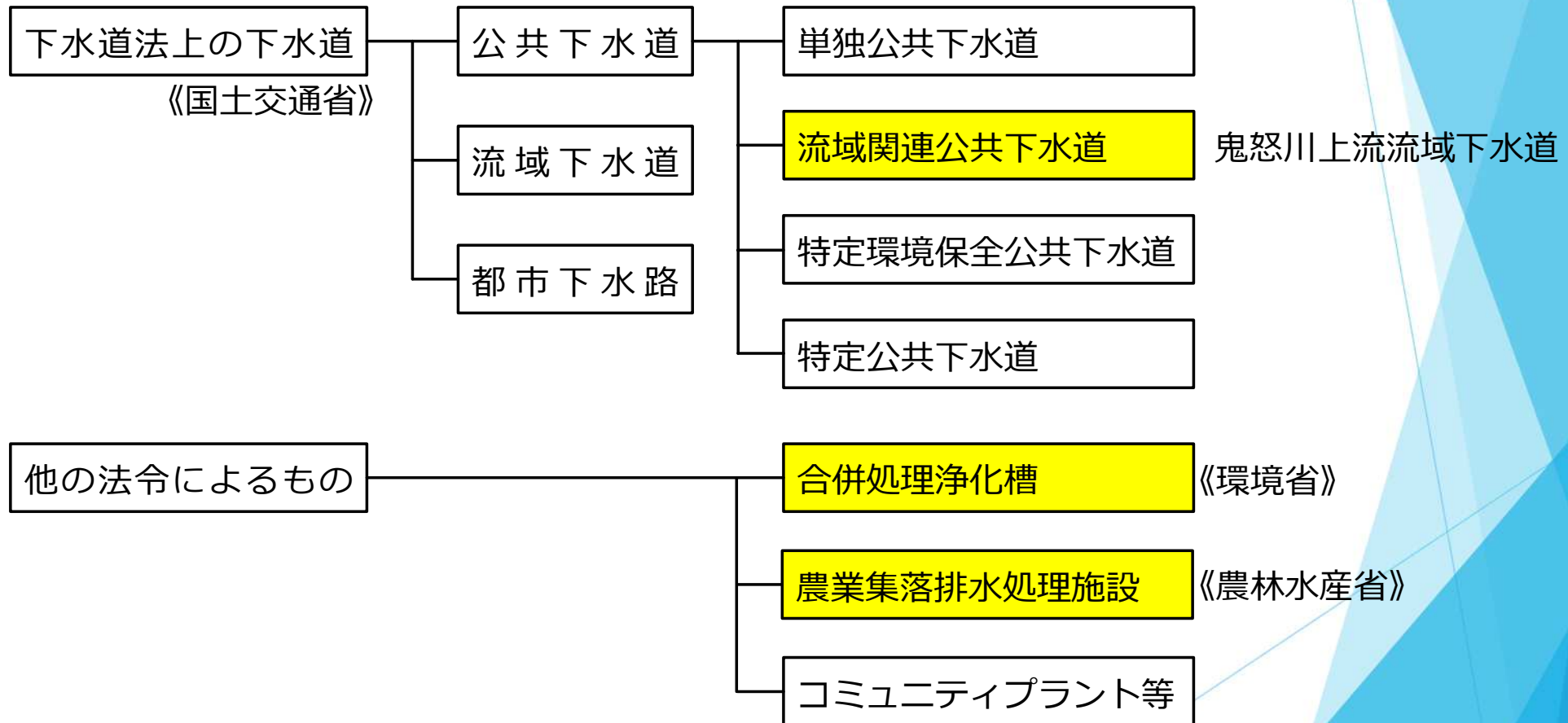
生活環境の改善

トイレの水洗化と生活排水の処理で
街をきれいにする

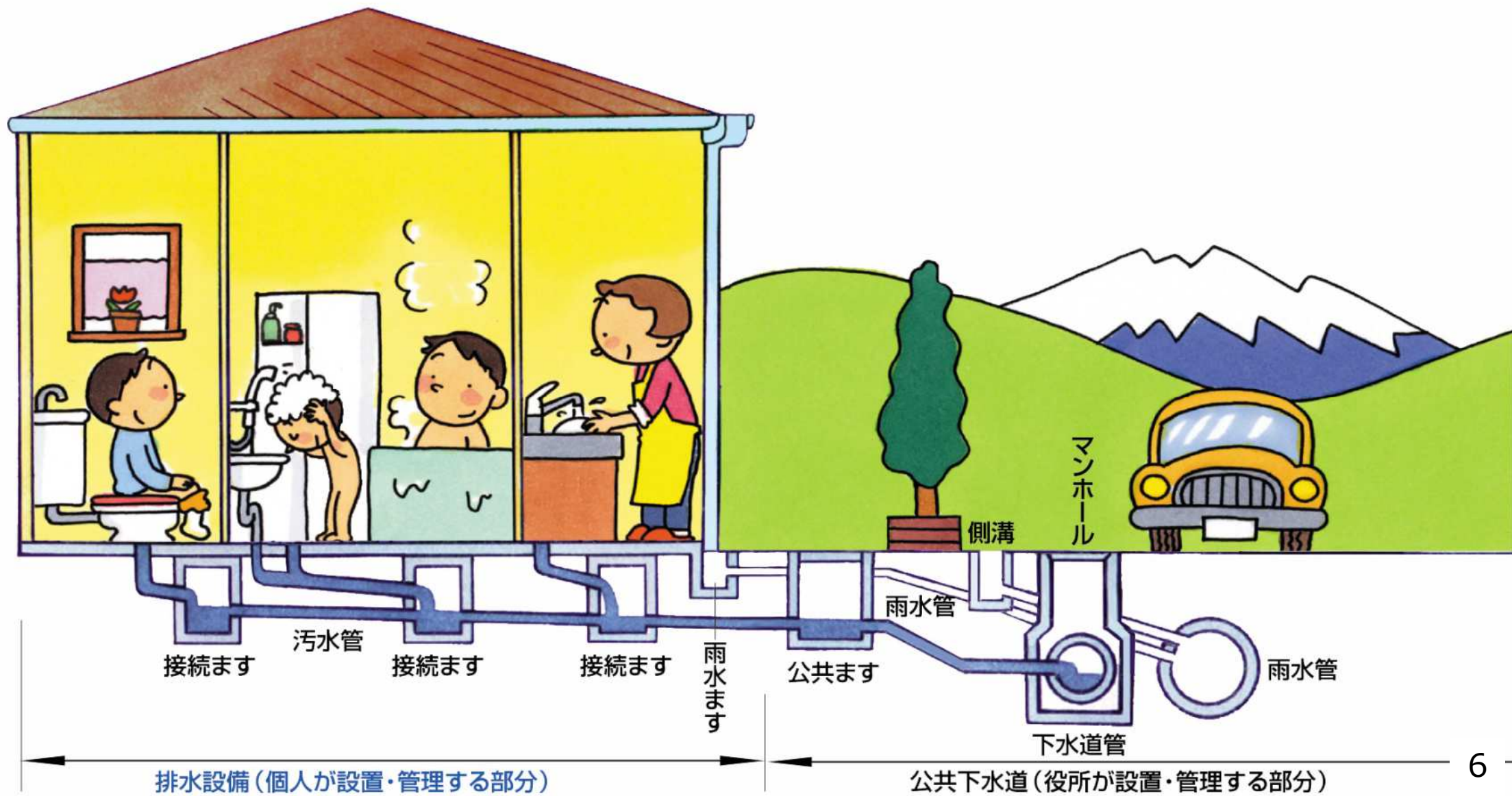
公共用水域の水質保全

川や海をきれいにして生態系を守る

(2) 生活排水処理施設の種類



★下野市では、流域関連公共下水道、合併処理浄化槽及び農業集落排水処理施設による。



2. 下野市の下水道事業

下野市で供用されている主な生活排水処理施設は、公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業となっています。

(1) 公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業

① 公共下水道事業の概要（沿革）

下野市の公共下水道事業は、宇都宮市、下野市、上三川町の2市1町の下水を処理する鬼怒川上流流域下水道（中央処理区）に関連付けられています。

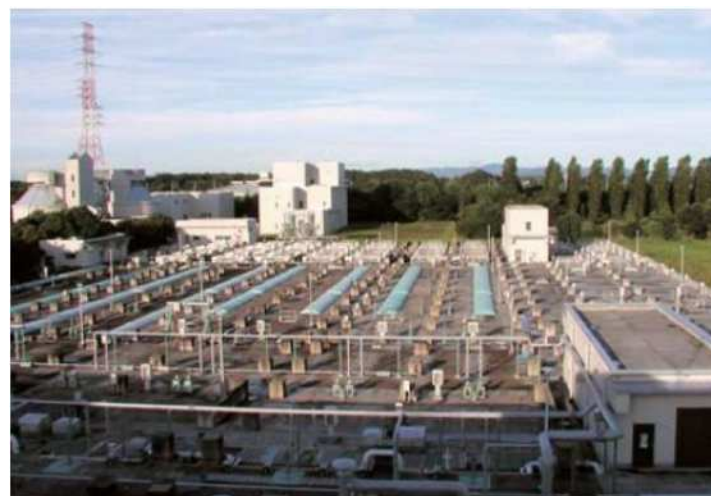
各市町が共有で使用する管渠や処理場は栃木県管理となり、末端の管渠を各市町が管理しています。このうち市街化区域を中心とした区域を公共下水道事業、それ以外の区域を特定環境保全公共下水道事業としています。

公共下水道は昭和62年度、特定環境保全公共下水道は平成11年度に供用を開始しています。

参考：鬼怒川上流流域下水道（中央処理区）



処理区域図



水処理施設

② 公共下水道事業の普及状況

区 分	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
行政区域内人口 A	59,929人	59,741人	59,648人
処理区域内人口 B	48,002人	48,689人	49,244人
人口普及率 B/A	80.1%	81.5%	82.6%
水洗化人口 C	41,882人	42,554人	43,344人
水洗化率 C/B	87.3%	87.4%	88.0%

参考：県内市町別下水道普及状況（令和4年度末）※高い順

	市町名	行政人口（人） A	処理区域内人口（人） B	普及率（%） B/A		市町名	行政人口（人） A	処理区域内人口（人） B	普及率（%） B/A
1	宇都宮市	515,902	470,617	91.2	13	高根沢町	28,963	17,741	61.3
2	下野市	59,741	48,689	81.5	14	那須塩原市	116,416	67,459	57.9
3	上三川町	30,860	25,064	81.2	15	大田原市	69,161	39,884	57.7
4	足利市	141,778	110,524	78.0	16	さくら市	43,850	21,923	50.0
5	野木町	25,099	18,524	73.8	17	矢板市	30,804	12,109	39.3
6	壬生町	38,473	27,877	72.5	18	那珂川町	14,758	3,912	26.5
7	佐野市	114,695	79,974	69.7	19	芳賀町	15,539	3,750	24.1
8	鹿沼市	94,182	62,107	65.9	20	益子町	21,758	4,820	22.2
9	日光市	77,153	50,415	65.3	21	市貝町	11,305	2,425	21.5
10	小山市	167,089	107,609	64.4	22	茂木町	11,877	2,455	20.7
11	栃木市	155,281	98,121	63.2	23	那須烏山市	24,432	4,194	17.2
12	真岡市	79,193	48,906	61.8	24	那須町	24,191	2,899	12.0

③ 今後の整備について

区分	令和5年度末
全体計画区域面積	1,446.0 ha (a)
整備済面積	1,148.6 ha (b)
未整備面積	297.4 ha (a-b)
整備率	79.4 % (b/a)

令和6年度以降整備予定

薬師寺地区
仁良川地区
石橋地区
下石橋地区
中大領地区
下大領地区
下古山地区
上台地区
笹原地区
姿川西部地区

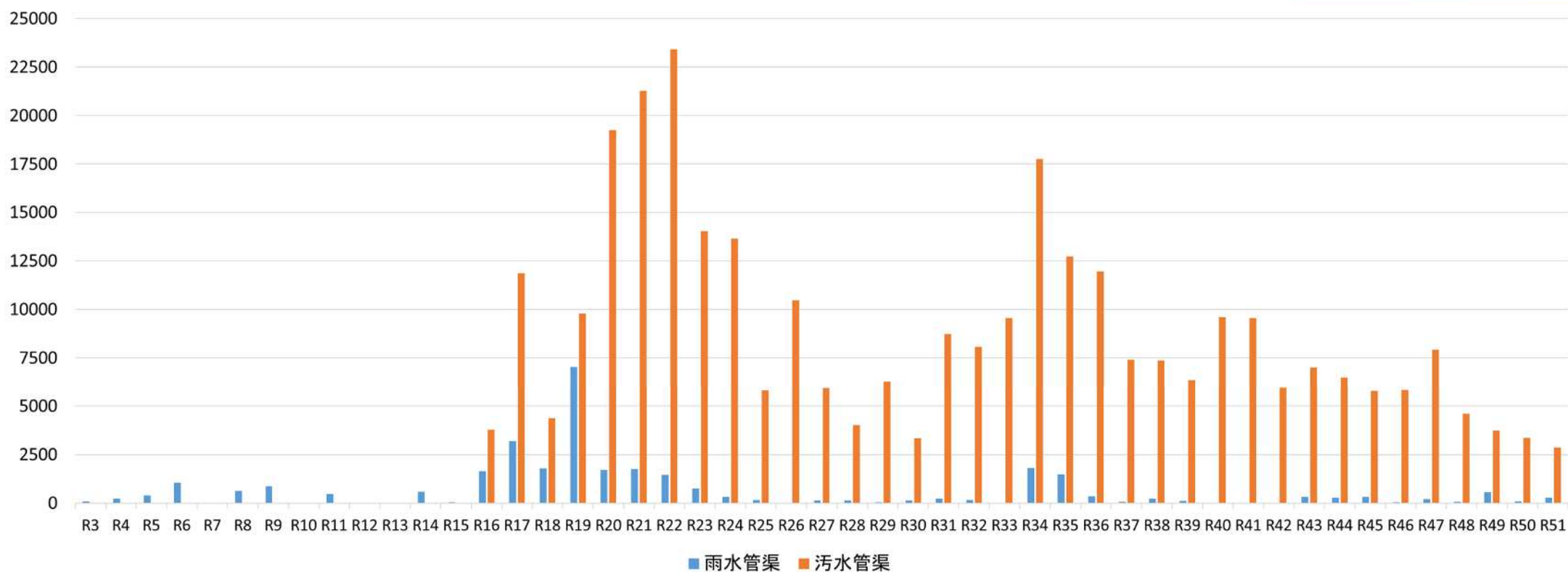
★ 297.4 haの面積で公共下水道を使えるようにするために必要な管渠延長（予定）



約53.7 km

参考：耐用年数50年を迎える管渠延長

(m)



(2) 農業集落排水事業

① 農業集落排水事業の概要（沿革）

農業集落排水事業は、農業集落におけるし尿・生活雑排水などの汚水等処理する施設を整備することにより、農業用水路の水質汚濁を防止し、農村の基礎的な生活環境の向上を図ることを目的としています。

下野市の農業集落排水事業は、吉田東・吉田西・成田町田・下坪山・上台・柴南・姿川西部・柴南東部の8地区にそれぞれ処理場を有し、市管理にて汚水処理を行っています。

農業集落排水は、平成4年度柴南地区の供用開始を皮切りに、平成14年度下坪山地区の整備完了をもって全地区整備完了・供用開始済みとなっています。

② 農業集落排水施設

地区	事業期間	供用開始日	供用開始面積(ha)	公共下水道への接続状況
吉田東地区	H4~H9	H9.4.1	136.0	令和15年度接続予定
吉田西地区	H7~H11	H11.7.1	65.0	令和11年度接続予定
成田・町田地区	H9~H12	H12.10.1	19.3	令和17年度接続予定
下坪山地区	H10~H14	H14.10.1	24.5	令和13年度接続予定
上台地区	H5~H7	H7.8.1	18.9	令和8年度接続予定
柴南地区	H1~H4	H4.8.1	21.0	令和4年度接続済(R5.4.1供用開始)
姿川西部地区	H4~H9	H10.4.1	77.0	令和7年度接続予定
柴南東部地区	H5~H8	H8.4.1	18.0	令和5年度接続済(R6.3.31供用開始)

地区	吉田東地区	吉田西地区	成田・町田地区	下坪山地区
施設外観				
施設所在	本吉田531番地1	仁良川676番地1	町田270番地	絹板424番地3
下水道使用料	約1,410万円	約820万円	約290万円	約540万円
管理費用	約1,680万円	約1,210万円	約650万円	約920万円
地区	上台地区	柴南地区	姿川西部地区	柴南東部地区
施設外観				
施設所在	上台44番地	柴567番地2	国分寺103番地4	柴598番地
下水道使用料	約220万円	約410万円	約1,410万円	約670万円
管理費用	約450万円	約490万円	約1,140万円	約830万円

③ 農業集落排水事業の接続状況

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
処理区域内人口（人）	6,418	5,851	5,156
接続人口（人）	6,338	5,778	5,087
水洗化率（%）	98.8	98.8	98.7

3. 経営の原則

下野市の下水道事業は、令和元年度から「官公庁会計」から「公営企業会計」へ移行しています。

公営企業会計の特徴

- ・ 事業収入を主な財源として、独立採算の原則により特定の事業を経理する会計
- ・ 現金の収入・支出のみを把握する一般会計とは異なり、損益計算書や貸借対照表などの財務諸表により、経営や資産状況をより正確に把握する複式簿記を採用
- ・ 公営企業は2つの財布を持っており、使用料収入や施設維持管理費などに係る財布を収益的収支、施設整備や改修などに係る財布を資本的収支として区分

(1) 独立採算の原則

地方公営企業法（第17条の2：経費の負担原則）

地方公営企業の経費は、一般会計で負担するべきものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。



下水道処理に要する経費は、「下水道使用料」による経営が基本

(2) 雨水公費・汚水私費の原則

- ア「雨水公費」とは、雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶことから、雨水排除に要する経費は公費（一般会計）により負担
- イ「汚水私費」とは、汚水は原因者や受益者が明らかかなことから、私費（下水道使用料）により負担

費用	下水道事業費用（維持管理費等）		
	汚水処理費	分流式等	雨水処理費
財源	下水道使用料	基準外繰入金	基準内繰入金
		一般会計繰入金	

4. 下野市の下水道使用料

(1) 下野市の下水道使用料 料金体系

【下水道使用料】

1か月（税込）

用途	基本料金	従量料金	
		汚水量	金額(1 m ³ あたり)
一般用	715円	10m ³ まで	55円
		10m ³ を超え30m ³ まで	126.5円
		30m ³ を超え50m ³ まで	137.5円
		50m ³ を超え100m ³ まで	148.5円
		100m ³ を超えるもの	159.5円
湯屋用	16,500円	300m ³ を超えるもの	77円
臨時用			198円

汚水量の決め方

使用ケース	汚水量
市の水道水のみを使用している場合	水道使用量と同量
井戸水のみを使用している場合	使用人数により決定（認定水量） <ul style="list-style-type: none">・ 3人まで1人につき1か月当たり7m³・ 4人目からは1人につき1か月当たり5m³ （例）5人家族の場合 31m ³ /1か月（3人×7m ³ +2人×5m ³ ）
水道水と井戸水を併用している場合	水道使用量と井戸水の認定水量を比較し、多い方の水量

(2) 県内市町の下水道使用料一覧

1か月20m³当たりの下水道使用料（税込）で比較 ※低い順

	市町名	料金		市町名	料金
1	佐野市	2,200円	13	那須烏山市	2,805円
2	下野市	2,530円	14	芳賀町	2,828円
2	さくら市	2,530円	15	益子町	2,860円
2	野木町	2,530円	16	高根沢町	2,893円
2	那須町	2,530円	17	茂木町	2,970円
6	鹿沼市	2,640円	18	足利市	3,040円
6	上三川町	2,640円	19	日光市	3,062円
8	宇都宮市	2,695円	20	栃木市	3,080円
9	真岡市	2,750円	20	市貝町	3,080円
9	大田原市	2,750円	22	壬生町	3,223円
9	那須塩原市	2,750円	23	矢板市	3,300円
12	小山市	2,756円	24	那珂川町	3,410円

参考：県内市町の下水道使用料 改定状況

令和3年度以降に改定した団体（予定を含む）

	市町名	改定時期	改定率
1	日光市	令和4年1月	約+24.0%
2	高根沢町	令和5年4月	約+25.2%
3	小山市	令和5年10月	約+18.6%
4	栃木市	令和6年4月	約+10.0%
5	壬生町	令和6年5月	約+16.3%
6	上三川町	令和6年10月	約+20.0%